

放課後児童クラブの「事業の質と職員の確保」への対応について

1. 放課後児童支援員等研修等のあり方について
2. 放課後児童支援員認定資格の基準のあり方について

1. 放課後児童支援員等研修等のあり方について

論点：（1）放課後児童支援員認定資格研修

- 制度化されてから10年以上が経過し、形骸化しているとの指摘がある中で、質を担保する方策を検討すべきではないか。
- 現状の研修メニューについて、昨今の社会環境等を踏まえると、不要な部分はあるか、あるいは追加すべき事項は何か。

（例）こども基本法の理念について学ぶ機会を充実させるか等

- 受講者、主催者の負担を考慮した制度内容とするため、例えば一部科目についてはオンラインでの受講を促す等の工夫を示すこととしてはどうか。

1. 放課後児童支援員等研修等のあり方について

論点：（2）放課後児童支援員等資質向上研修

- 放課後児童クラブに従事する者のスキルアップにつながるよう資質向上研修の研修体系のようなものが必要ではないか。
- 勤続5年目及び10年目を目安に受講することを推奨している一方で、そのカリキュラム等については研修科目の例示等に留めているところ、現認者が繰り返し、研鑽を積む機会とする観点から、国として統一の科目・受講時間等を設定するべきか。
- 受講者、主催者の負担を考慮した制度内容とするため、例えば一部科目についてはオンラインでの受講を促す等の工夫を示すこととしてはどうか。
- 勤続5年目の研修の受講が、処遇改善事業の対象者となるための要件となっているところ、早期退職者が多いことを踏まえ、例えば「勤続3年」の者も受講対象とするなど対象を広げてはどうか。
- これらのことから、それぞれの経験年数に応じたカリキュラム設定について、必要な科目や時間はどの程度であるべきか。

1. 放課後児童支援員等研修等のあり方について

論点：（3）子育て支援員研修 専門研修「放課後児童コース」

- 各自治体の実施率が低い状況において、事業の質を担保しながら取組を促進させるために、例えば、一部科目についてはオンラインでの受講を促す等の工夫を示すことが必要ではないか。
- 認定資格研修との連動を踏まえて、変更すべき点等はあるか。

2. 放課後児童支援員認定資格の基準のあり方について

論点：（4）基礎資格を拡充することについて

- 人手不足が深刻である中、放課後児童支援員の量及び質を確保するため、基礎資格について「大学・大学院卒業者において、一定の従事経験をもつ者」を追加したいと考えるが、適当な条件にはどのようなものが考えられるか。
 - 基礎資格要件と類似であり、かつ、同等以上の資格を新たに基礎資格に追加することとしてはどうか。
- (例) 「学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」とあるため、公認心理師や臨床心理士を加える等。

論点：（5）基礎資格取得見込み者（大学4年生等）の扱いについて

- 現在、在学最終年度の学生を対象としているが、これを拡げることについてどのように考えるか。